

別表

対象経費		補助率及び補助金上限額
補助事業者が、実施要領に基づき、次に掲げる機械・施設等の整備に要する経費とする。		<p>1 事業実施主体当たりの補助金上限額は、1 受益農業者当たり1, 560万円を上限として全ての受益農業者分を合計した額、又は3, 900万円のいずれか低い額とし、また、法人であって当該事業を実施するに当たり、新たに年間200人日以上を雇用を計画している場合は、受益農業者数にかかわらず3, 900万円を上限とする。</p> <p>ただし、農業者が組織する団体及び農業協同組合が事業実施主体となつてリースで農業者の整備を支援する場合に限り、当該事業実施主体の補助金上限額は1, 560万円を上限として全ての受益農業者数を乗じた額以内とする。</p> <p>なお、事業実施主体のうち、それぞれの中山間チャレンジ事業実施要領（平成30年6月4日付農企第314号）に基づき選定されたチャレンジ集落・産地内かつ、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）の対象地域内の対象農用地に要する施設・機械等及び当該農地に由来する生産物に要する施設・機械等については、政策目的の3に規定する補助率によらず、対象経費の1/2以内とする。</p>
政策目的	区 分	-
1 先進的モデル経営体育成対策	(1) 環境制御型耐候性ハウス（国庫事業で対象とならない場合） (2) いちご高設栽培システム (3) 果樹根域制限栽培システム	対象経費の3/5以内
2 新たな園芸農業者育成対策	(1) 園芸用ハウス、共同育苗施設 (2) 省力化機械・装置 (3) 高品質化機械・装置 (4) 省石油型機械・装置 (5) 土づくり用、病虫害低減機械・装置 (6) 選別・調整、加工用機械・装置 (7) 長寿命化対策 (8) 園芸振興において政策的に特に必要な施設、機械・装置、資材	対象経費の3/5以内
3 経営力向上志向経営体育成対策	(1) 園芸用ハウス、共同育苗施設 (2) 省力化機械・装置 (3) 高品質化機械・装置 (4) 省石油型機械・装置 (5) 土づくり用・病虫害低減機械・装置 (6) 選別・調整、荒茶加工用機械・装置 (7) 長寿命化対策 (8) 園芸振興において政策的に特に必要な施設、機械・装置、資材	対象経費の13/30以内

(注) 補助金の算定にあたっては、いずれの場合においても千円未満の額は切り捨てるものとする。